

企画競争説明書

業務名称： マダガスカル国道路・橋梁維持管理能力強化プロジェクト

調達管理番号： 20a00565

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年11月11日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年11月11日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：マダガスカル国道路・橋梁維持管理能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年2月 ～ 2025年1月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年2月 ～ 2021年9月

第2期：2021年9月～2025年1月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定
ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検
討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明
書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合
も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定
致します。

【オプション（12ヶ月を超える履行期間となる場合）】

（5）前金払の制限

本契約（第二期）については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前
金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの
上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期
間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきまし
ては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の11%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の11%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の11%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の7%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課 鈴木智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 運輸交通グループ第一チーム

5 競争参加資格

（1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調
第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員
となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）と
なることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるもの
ではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、

プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年 11月20日（金） 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年11月26日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年12月11日（金） 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割される

ことが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
本邦研修に係る経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 道路補修に係る OJT 経費：15,000 千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 MGA = 0.027470 円
 - b) US\$ 1 = 105.613000 円
 - c) EUR 1 = 123.632000 円
- 5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／道路橋梁維持管理・人材育成
 - b) 道路点検・診断
 - c) 橋梁点検・診断（コンクリート橋）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 29.2 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年1月29日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ② 業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加點*

⑤価格點*

*④、⑤は該當する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎでの申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2）公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運

動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路橋梁維持管理に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(2021年3月末を目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が4月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／道路橋梁維持管理・人材育成（2号）

➤ 道路点検・診断（3号）

➤ 橋梁点検・診断（コンクリート橋）（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／道路橋梁維持管理・人材育成）】

a) 類似業務経験の分野：道路橋梁維持管理に関する調査・業務

b) 対象国又は同類似地域： 仏語圏アフリカ地域及び全途上国

c) 語学能力： 英語 (仏語ができれば望ましい)

d) 業務主任者等としての経験：

【業務従事者：担当分野 道路点検・診断】

a) 類似業務経験の分野：道路点検・診断に関する各種業務

b) 対象国又は同類似地域：評価しない

c) 語学能力：評価しない

【業務従事者：担当分野 橋梁点検・診断（コンクリート橋）】

a) 類似業務経験の分野：橋梁点検・診断（コンクリート橋）に関する各種業務

b) 対象国又は同類似地域：評価しない

c) 語学能力：：評価しない

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／道路橋梁維持管理・人材育成</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	-	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路点検・診断	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： 橋梁点検・診断（コンクリート橋）	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 12月22日（水）
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町）

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkype等による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

- a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

- b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上

第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. プロジェクトの背景

南部アフリカのインド洋に位置するマダガスカル共和国（以下、「マダガスカル」とする。）は、国道総延長が約 12,000km あり、約 1,700 の橋梁を擁している。また、旅客及び貨物輸送における道路交通の分担率は旅客輸送が 90%、貨物輸送が 95% であり、国内の物流は道路輸送に大きく依存している。しかし、橋梁計画、設計・施工の不備や過積載車両、不十分な道路・橋梁維持管理に起因し、路面状態が良好に維持管理されている国道は約 4 割にとどまっている。

政策面では、国家開発ビジョンである「国家総合政策・マダガスカル新興イニシアチブ（PGE/IEM）（2019-2023）」において「インフラ整備による国土のコンネクティビティ強化」は重点課題の一つとされており、国際標準を備えた新規道路の整備及び既存道路の修復の積極的な推進が求められている他、現行の運輸交通セクター計画でもある「国家運輸計画（PNT）（2004-2020）」においても、インフラの持続的活用のための道路・橋梁維持管理の重要性が謳われている。

国土整備・公共事業省（以下「MATP」とする。）及び道路公社（以下「AR」とする。）は、維持管理に係る人的・財政的リソースに制約があるなかで、道路・橋梁維持管理に必要な技術者の最適な配置に取り組んでいるものの、経験や知識が不足している等の理由で十分な道路・橋梁維持管理ができておらず、事後保全に留まっている。

こうした背景の下、道路・橋梁の維持管理において長年蓄積してきた多くの知見を有しており、道路アセットマネジメント技術にかかる先進的な取り組みを行っている我が国による協力が強く要望されている。

本事業は、マダガスカルにおいて道路・橋梁の維持管理能力の向上を図り、以て道路・橋梁インフラの適切な管理や維持管理予算の削減、マダガスカルの道路インフラの長寿命化にも貢献することが期待されている。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名 道路・橋梁維持管理能力強化プロジェクト

(2) 対象地域 マダガスカル全土

(3) 実施体制

実施機関: 国土整備・公共事業省 (MATP: Ministry of Land Use and Public Works)、道路公社 (AR: Road Agency)、インフラ職業研修大学校 (ININFRA: National Institute of Infrastructure)、道路基金 (FR: Road Fund)

(4) 受益者

- ① 直接受益者：MATP,AR、ININFRA、FR
- ② 最終受益者：道路・橋梁を利用するマダガスカル国民

(5) プロジェクト期間 2021年3月～2024年12月（45カ月）

(6) 上位目標

マダガスカルの道路・橋梁維持管理サイクルが発展する。

(7) プロジェクト目標

MATP及びARの道路・橋梁維持管理能力が向上する。

(8) 期待される成果

- 成果1：マダガスカルに適した道路維持管理手法が確立される。
- 成果2：マダガスカルに適した橋梁点検・診断手法が確立される。
- 成果3：道路・橋梁維持管理に係る技術者の育成体制が整う。

(9) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 活動1-1：ベースライン調査を行い、道路維持管理の現状、問題点、課題を抽出する。
- 活動1-2：道路維持管理に係るOJTを行うモデル道路（路線）を選定する。
- 活動1-3：道路点検・補修マニュアルを作成する。
- 活動1-4：舗装マネジメントシステム（PMS）を作成する。
- 活動1-5：PMSの活用マニュアルを作成し、道路維持管理における記録の在り方を定める。
- 活動1-6：モデル路線において、点検・診断・記録のOJTを計画・実施する。
- 活動1-7：モデル路線で補修のOJTを実施し、補修の記録をPMSに入力する。
- 活動1-8：モデル路線の維持管理計画を作成する。

【成果2に係る活動】

- 活動2-1：ベースライン調査を行い、橋梁維持管理の現状、問題点、課題を抽出する。
- 活動2-2：橋梁点検・診断のOJTを行うモデル橋梁を選定する。
- 活動2-3：橋梁点検・診断マニュアルを作成する。
- 活動2-4：橋梁マネジメントシステム（BMS）を構築する。
- 活動2-5：BMSの活用マニュアルを作成し、橋梁維持管理における記録の在り方を定める。
- 活動2-6：モデル橋梁を対象に点検・診断・記録のOJTを実施する。
- 活動2-7：モデル路線における橋梁架け替え計画を作成する。

【成果3に係る活動】

- 活動3-1：ベースライン調査を行い、道路・橋梁維持管理に係る人材育成の現状や課題を抽出する。
- 活動3-2：道路・橋梁維持管理に係る研修プログラムや教材を策定する。

活動3-3：道路・橋梁維持管理研修の講師人材を育成する。

活動3-4：道路・橋梁維持管理に係る研修を実施する。

3. 業務の目的

マダガスカル国「道路・橋梁維持管理能力強化プロジェクト」に関し、JICAがマダガスカル側と締結した当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、当該プロジェクトに係るR/Dに基づいて実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 二段階計画策定方式での実施

本プロジェクトは二段階計画策定方式¹が採用されている。については、プロジェクト実施初期段階において、マダガスカルの道路橋梁維持管理に係る現状・課題を把握するためのベースライン調査を行い、R/Dで合意済のPDM及びPOをもとに、C/P（MATP、AR、ININFRA、FR）を主としたマダガスカル側関係者と本プロジェクトの詳細計画を議論する。議論の結果をJICAと相談・連携の上、必要に応じてPDMやPOの改訂を進める。PDM及びPO等については、C/Pと合意するため、JICAはコンサルタントとも相談の上、業務開始後半年後を目途に詳細計画策定調査団²を派遣する。

本プロジェクトについては、前述のとおり、2つの契約期間（①第1期（詳細計画策定フェーズ）、②第2期（本格活動実施フェーズ））に分けて実施することを想定する。については、それぞれの契約期間の終了時点において、時期契約期間の業務内容の変更有無等について発注者とコンサルタントは確認を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

(2) マダガスカル側実施体制、合同調整委員会（JCC）

マダガスカルにおける道路橋梁維持管理はMATPとARが分担して実施しており、ININFRAが研修等を実施している。については、成果1及び成果2の中心的なC/PはMATP及びAR、成果3については研修機関であるININFRAが中心的なC/Pとなることを想定している。道路橋梁維持管理予算についてはFRの道路基金から配

¹ プロジェクト開始前に基本計画策定調査を実施し、先方実施機関の意向や同国の現状・課題について基本的な情報を確認の上、PDMやPOを作成し、同PDM及びPOをもとにプロジェクトを開始。その後、詳細計画策定調査（ベースライン調査を含む）を行った上で必要に応じてPDMをより現状に合った内容に修正し、本格活動を実施する方式である。

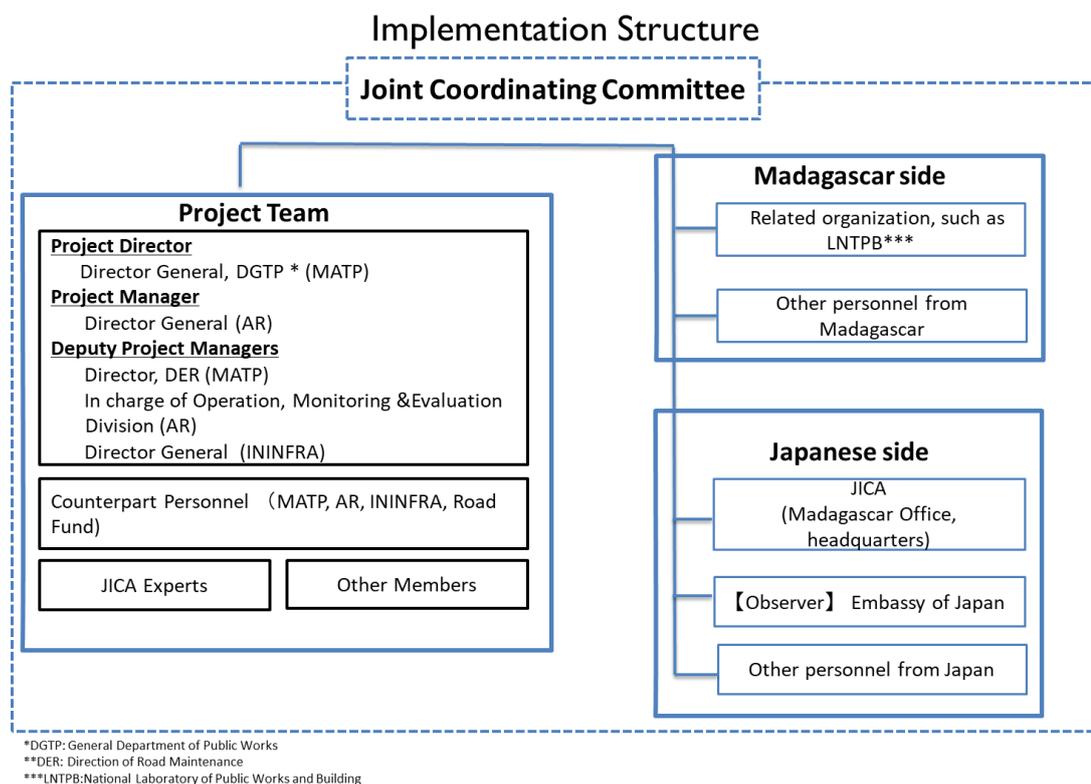
² 新型コロナウイルス感染症の影響次第では、在外事務所での実施若しくは遠隔での詳細計画策定調査実施となる可能性がある。

分されていることから、成果1及び成果2において各種マニュアルや維持管理計画等を策定する際はFRともよく意見交換しつつ、活動を進める。

具体的な実施体制としては、MATPの傘下にARが位置づけられており、MATPが政策面も担っていることから、MATPの公共事業局長をJCCの議長兼プロジェクト・ディレクター（Project Director）に、ARの総裁をプロジェクト・マネージャー（Project Manager）に配置した。副プロジェクト・マネージャー（Deputy Project Manager）には、MATP道路維持管理部の部長、ARのモニタリング、評価担当官、ININFRAの総裁が配置されている。国立公共事業・建築研究所（LNTPB：National Laboratory of Public Works and Buildings）は材料試験等の試験機関であるが、維持管理業務も一部受託していることから、C/Pには含めないものの、関係機関としてJCCの参加メンバーとする。

本プロジェクトのJCCは、上記で述べたマダガスカル側C/P、LNTPB、コンサルタント及びJICAから構成される。また、オブザーバーとして、在マダガスカル日本国大使館の参加を予定している。

プロジェクト実施体制は下記概念図のとおり。



(3) 道路維持管理及び橋梁維持管理に係る技術移転の比重

本プロジェクトでは道路維持管理と橋梁維持管理の両方を技術移転する想定である。プロジェクト期間及び投入量等に制限があるため、道路維持管理により比重を置いてプロジェクト活動を実施する。具体的には、下記の通り想定している。

- ・道路維持管理³：点検、診断、記録、維持・補修技術、維持管理計画

³本プロジェクトの技術移転対象は国道の舗装道路に限定し、土道の維持管理はスコープ外とする。

- ・ 橋梁維持管理：点検、診断、記録、架け替え対象橋梁に係るロングリストの作成

(4) モデルサイト及びOJT

本プロジェクトでは、作成する各種マニュアルの普及、技術指導及び効果検証のため、モデルサイト（道路・橋）において道路維持管理（点検・診断・記録・補修）及び橋梁点検・診断・記録に係るOJTを実施する計画である。

モデルサイトについては、現時点でTaToM（アンタナナリボ・トアマシナ経済軸）エリア等の国道を想定しているが、ベースライン調査の結果やアクセスの容易度、治安等を考慮し、C/Pとの議論をふまえ、JCC等で決定すること。MATP、ARが道路橋梁維持管理業務を国道毎に分担して実施していることから、モデルサイトを選ぶ際は両機関の技術移転につながるよう、留意して選定すること。

OJT実施に必要な費用については、R/Dに記載のとおり、基本的に日本側が負担する方針である。各種点検・診断・記録のOJTについてはC/Pの直営による実施を想定している。道路補修については現地再委託での実施になる可能性が高いが、現時点では同費用について確定できないため再委託を想定し、定額計上（1,500万円）で契約する。プロジェクト開始後、道路補修に係るOJTについて、コンサルタントが案を作成した段階で発注者に相談すること。必要に応じて、実施方法の契約変更を含め、協議する。

本OJTはプロジェクトの活動の一環として実施されることから、コンサルタントは「ODA建設工事安全管理ガイドンス」（2014年9月）に準じた工事安全管理をマダガスカル側へ指導すること。

(5) 過去の技術協力案件における知見の活用

2017年10月にJICAが設立した道路アセットマネジメントプラットフォームにおいて、配布資料のとおり、過去の技術協力案件で作成した技術基準類等を取り纏めているところ、同技術基準類を可能な限り活用し、効率的かつ効果的な技術移転を図ること。他国のマニュアル等をマダガスカルの課題に対応したマニュアルや維持管理計画になるようカスタマイズし、技術移転に活用する。

(6) 機材調達

執務室に必要な機材の他、主に成果1及び成果2に関連し、本プロジェクト実施に必要な機材の調達を行う。現在の技術力や課題をふまえ、必要性や妥当性等も考慮した結果、下記の機材の調達が必須と考えられる。

- ・ ポールカメラ
- ・ ドローン
- ・ シュミットハンマー
- ・ 高圧洗浄機

なお、機材調達は現地調達を原則とし、現地調達が困難な場合に限り、本邦調達を検討する。更に、詳細計画策定段階に必要な機材を除き、ベースライン調査の結果をふまえ、第2期（本格活動実施フェーズ）にて購入することを想定している。

① コンサルタントが調達する機材

現時点で、コンサルタントによる調達を想定している機材は下表のとおり。コンサルタントは、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における物

品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」（JICAウェブサイト「調達情報」に掲載）に沿って、これら機材の仕様を定め、調達・輸送すること。

機材名	数量	納入場所
ポールカメラ	3台	MATP/AR（アンタナナリボ）
ドローン	3台	MATP/AR（アンタナナリボ）
シュミットハンマー	3台	MATP/AR（アンタナナリボ）
高圧洗浄機	3台	MATP/AR（アンタナナリボ）

また、上記機材以外で、コンサルタントが技術移転を行う際に必要となる一般的な道路・橋梁維持管理機材（少額のものを含む）については、消耗品（消耗品の定義は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照）として調達することを可とする。

プロジェクト実施過程において、マダガスカル側との協議の上、追加的な機材調達が必要と判断した場合は、発注者に提案すること。発注者にて提案内容・調達要否を検討し、コンサルタントによる調達とする場合は、契約変更を行う。

② 機材の用途・需要者の確認

機材の本邦からの輸出に際しては、輸出貿易管理令等の遵守を要するため、事前に管理責任者、機材の管理・使用体制、設置場所の適切性（セキュリティ等）等を確認すること。

（7）広報

プロジェクトの効果が広く知られることで、より多様なアクターがプロジェクト活動や成果に関与・参画し、プロジェクトのインパクトがより高まることを期待しているため、本プロジェクトの実施にあたっては、各種広報活動を行うこと。

具体的には、マニュアルの策定やOJTの実施等の各種活動について、メディアを通じて発信し、現地関係者（民間企業を含む）向けのセミナーを積極的に開催することを想定している他、MATPをはじめとする実施機関のオフィシャル・サイトや年報（Annual Report）に活動内容を掲載することも一案であると考えられる。

また、日本向けには、JICAのウェブサイトにおいてプロジェクトページを作成し、プロジェクトの動きを定期的に発信すること等を想定している他、「ODA見える化サイト」でも広報を行う。更に、道路アセットマネジメントプラットフォームのウェブサイト（下記 第4 4.（2）参照）に記載のとおり、道路橋梁維持管理の能力向上は、道路アセットマネジメントプラットフォームにおける活動の一環として実施するものであることから、体系的・戦略的に実施するプロジェクトとして道路アセットマネジメントプラットフォームにおける活動（セミナー、HP）に協力することにより、本プロジェクトの広報を図る事を想定している⁴。

（8）執務室

R/Dに記載のとおり、マダガスカル側がMATPにてコンサルタントの現地での執務室（机や椅子等の基礎的な備品を含む）を用意する予定である。このため、

⁴ コンサルタントは、上記項目を参考にしつつ、本プロジェクトにおける広報の方法についてプロポーザルで提案すること。（ただし、少なくとも、①プロジェクト期間中に2回の現地セミナーの開催、②JICAウェブサイトにおける発信、③道路アセットマネジメントプラットフォームでの発信を提案に含めること）。

上記執務室賃貸料については、その費用を見積もりに含める必要はない。執務に必要となるプロジェクターやプリンター、パソコン（秘書/補助員用）等について、購入が必要な機材があれば本見積りに含め、提案すること。

(9) 各種研修との連携・相乗効果

課題別研修「道路アセットマネジメント」をはじめとして、道路分野の課題別研修に参加した経験がある帰国研修員が各組織に複数名存在する。有望な帰国研修員については、本プロジェクトのC/Pとして巻き込むことで、本プロジェクトの実施促進になる他、当該帰国研修員のアクションプラン達成にも寄与すると考える。本プロジェクトの実施にあたっては、研修プログラムとの相乗効果の視点も加味すること。

(10) マダガスカル側C/Pのオーナーシップ確保

本プロジェクトは、マニュアル類を策定することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何にC/Pの能力を向上させるかが最も重要である。

コンサルタントは、マダガスカル側C/P等の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。特に維持管理計画の策定にあたっては、マダガスカル側が内容を主体的に検討し、将来的には自ら改訂を検討できるような環境作りに努めること⁵。

また、プロジェクト成果の定着のためには、作成したマニュアル類についてMATP及びARからの承認を得るだけでなく、ININFRAでの研修やセミナーを通じた普及、及びマダガスカル側C/Pの予算確保に向けた啓発活動も必要になる。これらの活動はコンサルタントがJCC等を活用しながら、主体的に先方への働きかけを行うこと。

(11) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（マダガスカル側C/Pとの合意文書の変更、本業務実施契約の契約変更等）を取ることにする。

なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、コンサルタントがJICAに事前に相談し、合意を得たうえで、マダガスカル側C/Pとの協議結果とともに、R/D変更⁶のためのミニッツ（案）及び添付のPDM、POの変更（案）を作成し、発注者に提出する。

⁵ マダガスカル側の持続性、主体性を高める環境づくりについて、プロポーザルで提案すること。

⁶ プロジェクト基本計画に関する事項（R/D本文及びPDM記載項目：案件名称、協力期間、プロジェクトサイト、ターゲットグループ、相手国実施機関、上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、投入、実施体制）の変更を要する場合は、R/Dの変更が必要。POのスケジュール欄に記載の事項（活動/投入スケジュール等）についてはプロジェクトレベルで修正・合意可能。

(12) 環境社会配慮

JICA「環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)において、本業務は環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと判断されたため、カテゴリCに分類されている。今後、実施途上においても環境や社会への負の影響が生じる事業が計画、実施される見込みはないと考えられるものの、同ガイドラインを参照のうえ、万が一カテゴリB以上に分類されるような状況に至る可能性があれば、速やかに発注者に報告し、C/Pとの協議を行うこととする。この場合、適宜カテゴリ分類を見直し、業務内容の変更を行うと共に、マダガスカル国環境関連法規に基づき必要な措置を講じることとする。

6. 業務の内容

成果1～3に係る活動

(1) ワークプラン案の作成【第1期：詳細計画策定フェーズ】

要請書や関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討し、ワークプランの案を作成し、発注者に共有する。

(2) ワークプランの確定【第1期：詳細計画策定フェーズ、第2期：本格活動実施フェーズ】

現地業務開始⁷後にワークプラン案をマダガスカル側C/P等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワークプラン案についての協議を行う。その際、目標値の設定時期(ベースライン調査後等)についてマダガスカル側と協議する。一連の協議を経て、必要に応じてワークプランを修正した上でマダガスカル側と合意し、ワークプランを一旦確定する。ベースライン調査の後、PDMやPOに修正が入った場合は、ワークプランについても修正が必要となるため、C/Pと協議を行った上で、本格活動実施フェーズの開始時に修正版ワークプランを確定する。

(3) C/P 職員の選任【第1期：詳細計画策定フェーズ】

主副プロジェクト・マネージャー等の配置については、上述の5.(2)の通り合意しているが、本プロジェクト開始時までC/Pが選任されていない場合は、速やかに選任される様、コンサルタントからマダガスカル側に働きかけを行うこと。更に、各種活動を実施するにあたり、ワーキンググループを開催する等、活動の実施に必要な体制を検討し、マダガスカル側と必要なメンバーの選任に係る協議を行うこと。

(4) ベースライン調査の実施【第1期：詳細計画策定フェーズ】

プロジェクト開始後半年以内にベースライン調査を行う。具体的には、道路・橋梁維持管理及び同分野の人材育成体制の現状に係る具体的なレビューを行い、その結果(課題分析や仮設定を含む)をまとめること。ベースライン調査においては、C/Pとの意見交換や既存資料の分析だけでなく、現況把握を目的に、主要

⁷ 新型コロナウイルス感染症の影響次第では、遠隔での業務開始後になる可能性がある。

国道の特定路線⁸において道路・橋梁の現況調査を実施すること。更に、ベースライン調査においては、C/P等における当該分野の実施状況レビューだけでなく、マダガスカル⁹の道路橋梁維持管理における官民の役割分担や民間企業の技術レベル、道路橋梁維持管理機材の保有状況等についても確認し、本プロジェクトの技術移転の対象に民間企業も一部含める必要性についても検討すること。なお、本ベースライン調査の実施については現地再委託を認める。

ベースライン調査の結果をふまえ、PDMやPOの修正の必要性を検討するとともに、PDM上の指標数値の検討を行い、マダガスカル側C/Pと協議を行うこと。同協議結果をふまえ、発注者は詳細計画策定調査団を派遣し、JICA・コンサルタント・C/Pの三者でPDMやPOを最終化する。

(5) JCC等の開催【第1期：詳細計画策定フェーズ、第2期：本格活動実施フェーズ】

以下の業務を行うべく、マダガスカル側C/P機関が主体となって、6カ月に1回（必要に応じて追加の開催もありうる）の開催頻度を目途にJCCを実施する。

- ・PDMに基づき、ワークプランについて議論し承認する。
- ・全体の進捗をレビューしたうえでモニタリングと評価を実施し、必要に応じてPOや計画を修正する。
- ・プロジェクト実施にあたってのその他の重要な問題について議論する。

本業務の業務従事者は、JCCに参加すると共に、C/Pと協力して会議資料等の作成を行うこと。

(6) モニタリングの実施【第1期：詳細計画策定フェーズ、第2期：本格活動実施フェーズ】

本プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めたMonitoring Sheet（JICA指定様式有。配布資料「技術協力プロジェクトにおける進捗管理」参照）を基に、日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。

コンサルタントは、6カ月に1度を目途に、JCC等での議論もふまえながらC/P機関、長期専門家と共同でMonitoring Sheetを作成し、C/Pの承認を得た上で、JICAマダガスカル事務所及び監督職員に提出すること。詳細については配布資料を参照のこと。

また、モニタリング実施にあたっては、プロジェクト終了時に作成されるプロジェクト事業完了報告書やその後の事後評価も見据えて、必要と判断される場合にはPDMの変更について発注者に事前に提案・協議を行い、マダガスカル側と協議すること。

(7) 本邦研修の実施【第2期：本格活動実施フェーズ】

技術移転の一環として、プロジェクト目標及び成果達成に資する本邦研修を、以下のとおり実施することを想定している。⁹

⁸ MATP、ARが管理している主要国道が少なくとも一路線ずつ含まれていること。2,3路線を想定。

⁹ プロジェクト目標及び成果達成に必要なと思われる研修先、研修内容、時期、期間等をプロポーザルで提案し、上記ガイドラインをよく参照した上で、必要な経費を見積書（別見積）に計上すること。内容詳細については、

- ・ 実施回数：計3回（1年に1回を想定）
- ・ 参加者数：1回あたり約9名
- ・ 研修日数：1回あたり14日間程度（マダガスカルー日本の往復日数を含む）

本邦研修は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」に基づき実施する。同ガイドラインに記載の「受入業務」「監理業務」「実施業務」のうち、「受入業務」「監理業務」は発注者が行い、コンサルタントは「実施業務」を行う。主な業務は以下のとおり。

- ① 研修カリキュラムの策定
- ② 研修受入先選定、内諾取付け
- ③ 研修員が作成するアプリケーションフォームの記入指導及び取付支援
- ④ 研修受入先との日程及び研修内容の調整
- ⑤ 研修の実施（経費精算を含む）
- ⑥ 研修成果の業務への活用促進

研修実施にあたっては、研修詳細計画書を作成し、打合簿にて確認すること。

（8）事業完了報告書の作成【第2期：本格活動実施フェーズ】

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し、実施運営上の工夫や課題・教訓を取り纏める。プロジェクト評価とともに、プロジェクト実施後のマダガスカルにおける道路アセットマネジメントの達成度評価についても併せて実施する。達成度評価手法については、発注者が2020年度に実施した「道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査」等にて検討され、引き続き道路アセットマネジメントプラットフォームにおいて検討・改善が行われているので、評価時においては最新の評価手法を確認すること。この達成度評価を基に、プロジェクト終了後のマダガスカルにおける道路アセットマネジメントの定着に向けて解決すべき課題を整理し、道路アセットマネジメント定着に向けた今後の支援計画案を取り纏めること。事業完了報告書案をドラフトした段階でマダガスカル側に説明し、合意を得た上で、JICAマダガスカル事務所に提出すること。その後発注者からのコメントを踏まえて報告書案を修正し、JCCで合同レビューを実施し、その結果を踏まえて報告書を修正、確定する。しかし、事業完了報告書のドラフトについては、業務完了の約3か月前を目途として、余裕をもって提出することが望ましい。

成果1に係る活動【第2期：本格活動実施フェーズ】

（9）OJTを行うモデル路線の選定

ベースライン調査の結果をふまえ、C/Pと共に、道路維持管理に係るOJTを実施するモデル路線（道路）を選定する。

（10）道路維持管理マニュアルの作成

C/Pと共に道路維持管理（補修も含む）に係るマニュアルを作成する。マニユ

アルの作成にあたっては、MATP、ARの両組織が活用できるものとなるよう、留意すること。OJT実施後、プロジェクト期間中にC/P機関において同マニュアルが承認されるよう、フォローすること。

(1 1) 舗装マネジメントシステム (PMS) の開発

舗装マネジメントシステム (PMS) を開発する。ARでは過去にフランス等のソフトウェアを導入したが十分使いこなせていないため、既存のソフトウェアの内容や状態を確認すること。仮に既存のものが活用できる場合は当該ソフトウェアの活用も含めて検討すること。MATPについてはPMSの使用経験がないため、両組織が道路維持管理のデータを管理できるよう、PMSを開発すること。

なお、ARにおいては過去に複数回ソフトウェアを導入したが使いこなせていない状況にあるため、マダガスカル側C/Pの技術力や予算、人員等を加味し、Access等と同等レベルのフリーソフトを活用した簡易のPMSとすることも含めて検討する。ベースライン調査の結果及びC/Pとの議論をふまえて検討の上、最終的に決定するが、現時点では、Access等と同等レベルのフリーソフトを用いたPMSの開発を想定すること。検討の結果、想定よりも大規模なPMSが必要になり、現地再委託業務の追加が必要となる場合は第2期の契約交渉時または契約変更で対応する。

(1 2) PMS の活用マニュアルの作成

PMSを活用するための職員用マニュアルを作成し、ソフトウェアの扱い方だけでなく、道路維持管理における記録の在り方について整理する。OJT実施後、プロジェクト期間中に同マニュアルがC/P機関において承認されるよう、フォローすること。

(1 3) モデル路線における道路点検・診断・記録に係る OJT の実施

マニュアルの普及及び技術指導を目的に、活動1-2で選定したモデル路線において、活動1-3,1-5で作成したマニュアルに沿って、道路点検・診断・記録に係るOJTを実施する。OJT実施で得た結果及び教訓をレビューし、必要に応じてマニュアルに反映させる。

(1 4) モデル路線における道路補修に係る OJT の実施

マニュアルの普及及び技術指導を目的に、活動1-2で選定したモデル路線において、活動1-3,1-5で作成したマニュアルに沿って、道路補修のOJTを行い、補修の結果をPMSに反映する。更に、OJT実施で得た結果及び教訓をレビューし、必要に応じてマニュアルに反映させる。

なお、ベースライン調査の結果次第ではあるものの、道路補修に係るOJTは、経験・知見を有する現地民間業者への委託を行う想定である¹⁰。

(1 5) モデル路線の道路維持管理計画策定

モデル路線における道路維持管理計画を策定する。道路維持管理計画策定後、MATP及びARが同維持管理計画にもとづき、根拠のある予算申請を行えるよう、MATP、ARやFR等と協議を行い、予算申請の流れ及び内容等について確認する

¹⁰ 現地再委託として、本見積りに定額計上 (15,000千円) すること。仮にプロジェクト期間中に現地再委託ではなく直営で実施する方針になった場合は必要に応じて契約変更の対象として協議する。

とともに、必要に応じて職員用の道路維持管理計画策定マニュアルを作成すること。更に、本道路維持管理計画を基にモデル路線に係る道路維持管理予算案の作成についてC/Pと共に作成し、本プロジェクト終了後もC/Pが独自で維持管理計画にもとづいた予算案を作成できるように技術移転を図ること。

成果2に係る活動【第2期：本格活動実施フェーズ】

(16) OJT を行うモデル橋梁の選定

ベースライン調査の結果をふまえ、C/Pと共に、橋梁点検・診断・記録に係るOJTを行うモデル橋梁を選定する。

(17) 橋梁点検・診断マニュアルの作成

C/Pと共に橋梁点検・診断に係るマニュアルを作成する。マニュアルの作成にあたっては、MATP、ARの両組織が活用できるものとなるよう、留意すること。OJT実施後、プロジェクト期間中にC/P機関において同マニュアルが承認されるよう、フォローすること。

(18) 橋梁マネジメントシステム（BMS）の開発

橋梁マネジメントシステム（BMS）を開発する。マダガスカル側C/Pの技術力や予算、人員等を加味し、ベースライン調査の結果及びC/Pとの議論をふまえ、検討すること。現時点では、Access等と同等レベルのフリーソフトを用いた簡易のBMSを想定するが、想定と異なる場合は第2期の契約交渉時または契約変更で対応する。

(19) BMS の活用マニュアルの作成

BMSを活用するための職員用マニュアルを作成し、ソフトウェアの扱い方だけでなく、橋梁維持管理における記録の在り方について整理する。OJT実施後、プロジェクト期間中に同マニュアルがC/P機関において承認されるよう、フォローすること。

(20) モデル橋梁における点検・診断・記録に係るOJTの実施

マニュアルの普及及び技術指導を目的に、活動2-2で選定したモデル路線において、活動2-3、2-5で作成したマニュアルに沿って、橋梁点検・診断・記録に係るOJTを実施する。OJT実施で得た結果及び教訓をレビューし、必要に応じてマニュアルに反映させる。

(21) モデル路線にある橋梁の架け替え計画（ロングリスト）策定

モデル路線上の橋梁の架け替え計画（ロングリスト）を策定する。OJT等で実施した点検・診断の結果、モデル路線における橋梁の架け替えについて優先度をつけ、超概算金額や各橋梁の諸元等を記載したリストの作成を想定している。マダガスカル側自己資金のみでは橋梁の架け替えが難しく、ドナー機関から資金援助を得る必要がある可能性が高いため、C/Pと協議の上、現地セミナーの際に本計画概要を共有する等、必要な橋梁架け替えを促進するために工夫すること。

成果3に係る活動【第2期：本格活動実施フェーズ】

(22) 道路・橋梁維持管理に係る研修プログラムの策定・準備

ベースライン調査の結果及び成果1及び成果2の関連活動で策定したマニュアル案を活用し、技術者の道路・橋梁維持管理に係る能力向上を目的とした研修プログラム案を策定する。プログラムの策定に際し、当該研修プログラムの実施機関であるININFRAだけでなく、他のC/Pとも意見交換を実施すること。

研修プログラムの受講対象はC/Pだけでなく、民間事業者も一部対象とすることを検討すること。MATP及びARの技術者と民間企業の技術者では、習得すべき技術が一部異なるため、プログラムの一部について対象者を絞る等、円滑な実施に向けて検討すること。

研修の運営主体となるININFRAの予算状況や体制を加味し、持続可能なプログラムを策定すること。更に、研修の受講率を上げるための仕組み（工夫）についても併せて検討すること。

(23) 道路・橋梁維持管理研修の講師人材の育成

道路・橋梁維持管理研修をININFRAで実施するにあたり、当該研修の講師となる人材を育成する。講師人材は現時点でC/Pや関係機関の技術者を想定するが、マダガスカル大学の講師等についても講師候補者になり得るため、当該可能性も含め、検討し、講師人材を育成すること。なお、本プロジェクト終了後も講師人材の継続的な育成が実施されるよう、講師育成のための研修教材やマニュアル等を作成・活用の上、本活動を実施すること。

(24) 道路・橋梁維持管理研修の実施

道路・橋梁維持管理研修をININFRAで実施する。研修実施後、受講者や講師からフィードバックを得た上で、必要に応じてプログラム案等を修正すること。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、プロジェクト事業完了報告書（PC/R）の提出期限を2025年1月15日とする。

これらの報告書等については、C/Pと協働で作成を行うこと。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要部数は別途受注者が用意する。

期	報告書等	時期等	言語・部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後1か月以内	和文3部
	ワーク・プラン（第1期）	業務開始から約3か月後	和文3部 仏文3部
	Monitoring Sheet Ver.1	業務開始から約7か月以内	英文2部 仏文2部 データ
	業務進捗報告書（1）	業務開始から約7か月以内	和文2部

第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	第二期契約締結 後1か月以内	和文3部
	ワーク・プラン（第2期）	第二期業務開始 から約2か月以 内	和文3部 仏文3部
	Monitoring Sheet Ver.2	Ver.1提出の6カ 月後	英文2部 仏文2部 データ
	業務進捗報告書（2）	第二期業務開始 から12カ月後	和文2部
	Monitoring Sheet Ver.3	Ver.2提出の6カ 月後	英文2部 仏文2部 データ
	Monitoring Sheet Ver.4	Ver.3提出の6カ 月後	英文2部 仏文2部 データ
	業務進捗報告書（3）	業務進捗報告書 （2）から12カ 月後	和文2部
	Monitoring Sheet Ver.5	Ver.4提出の6カ 月後	英文2部 仏文2部 データ
	Monitoring Sheet Ver.6	Ver.5提出の6カ 月後	英文2部 仏文2部 データ
	業務進捗報告書（4）	業務進捗報告書 （3）から12カ 月後	和文2部
	Monitoring Sheet Ver.7	Ver.6提出の6カ 月後	英文2部 仏文2部 データ
	プロジェクト事業完了報告書 （PC/R） ※下記「（2）技術協力作成資 料」を添付して提出	業務終了時 （PC/R案は最終 JCC開催の1カ 月前を目途とし て提出するこ と。可能であれ ば業務完了の3 カ月程度前を目 途として提出す るのが望まし い。）	和文5部 仏文5部 CD-R 5枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R等）の仕様については、発

注者が別途定める「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

各報告書の記載項目（案）は、監督職員と業務主任者にて協議、確認する。

各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じて図や表を活用して読みやすいものとする。報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保できるよう留意する。各報告書が分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫すること。また、結果のみでなくデータ及び情報の根拠となる基準や出典あるいはその検討過程に関する記述を明記すること。

（２）技術協力作成資料

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、プロジェクト事業完了報告書に添付して提出すること。（マニュアルはいずれも仏語を想定。提出時は日本語または英語の仮訳版マニュアルも添付すること。なお、C/Pと協議の結果、マニュアル類について統合・分割することは問題ない。）

- ① 道路維持管理（点検・補修）マニュアル
- ② PMS の活用マニュアル
- ③ モデル道路の維持管理計画書（職員用マニュアルを作成した場合は同マニュアルも添付）
- ④ 橋梁点検・診断マニュアル
- ⑤ BMS の活用マニュアル
- ⑥ モデル路線の橋梁架け替え計画（ロングリスト）
- ⑦ 道路橋梁維持管理研修教材
- ⑧ 道路橋梁維持管理研修の講師育成プログラム・教材

（３）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに報告する。なお、マダガスカル側と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（2 ページ程度）
- ② Work Breakdown Structure（WBS）
- ③ 業務従事者の従事計画／実績表
- ④ 貸与物品リスト

第4 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本プロジェクトのR/Dで合意された協力期間は45ヵ月間であり、本業務については、事前準備及び事後の取り纏め期間を加味し、2021年2月の契約締結から2025年1月の履行期間終了までの約47ヵ月間を複数年度業務実施契約（第1期：詳細計画策定フェーズ、第2期：本格活動実施フェーズ）にて実施することを予定している。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

合計（全体）約88M/M　うち、（第1期）約14M/M

（2）業務従事者の構成（案）

業務の内容及び業務の工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合は、その理由及び人材費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 業務主任者／道路橋梁維持管理・人材育成（2号）
- ② 道路点検・診断（3号）
- ③ 橋梁点検・診断（コンクリート橋）（3号）
- ④ 橋梁点検・診断（鋼橋）
- ⑤ データベース管理
- ⑥ 道路橋梁維持管理計画
- ⑦ 道路設計／道路補修
- ⑧ 道路施工監理／積算
- ⑨ 研修計画
- ⑩ 広報／モニタリング

3. マダガスカル側からの便宜供与

便宜供与の詳細は当該プロジェクトに係るR/Dに記載のとおり。現在のところ、以下がマダガスカル側によって準備される予定である。

- ・ C/Pの配置
- ・ 執務室及び基礎的なオフィス家具（MATP建屋内）
- ・ OJTの実施サイト

4. 配布資料及び公開資料

（1）配布資料

- ① 本プロジェクトの要請書
- ② 本プロジェクトのR/D（2020年10月9日署名済）
- ③ 道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査報告書（2020年9月）
- ④ 技術協力プロジェクトにおける進捗管理（2019年4月2日）
- ⑤ 道路アセットマネジメントに係る各国技術基準類一覧
- ⑥ 課題別研修「道路アセットマネジメント」道路アセットマネジメント定着に向けた調査に係る報告書（抜粋）
- ⑦ 課題別研修「道路アセットマネジメント」2019 研修員のカントリーレポート
- ⑧ 課題別研修「道路アセットマネジメント」2019 研修員のアクションプラン

（2）公開資料

- ・ 道路アセットマネジメントプラットフォーム

- (RAMP: Road Asset Management Platform) ウェブサイト
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/transport/ramp/index.html>
- ・マダガスカル国「国道7号線バイパス建設計画基本設計調査報告書」（2001年12月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000004296.html>
 - ・開発途上国における橋梁維持管理にかかる支援に関する調査（プロジェクト研究）最終報告書（2019年2月）
http://open_jicareport.jica.go.jp/615/615/615_000_12331633.html
 - ・全世界 道路アセットマネジメント人材育成計画に関する基礎情報収集・確認調査報告書（2019年4月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12340188.pdf>
 - ・マダガスカル国「アンタナナリボ・トアマシナ間経済都市軸橋梁整備計画準備調査報告書（先行公開版）」（2019年5月）
http://open_jicareport.jica.go.jp/615/615/615_409_12340089.html
 - ・マダガスカル国「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸（TaToM）総合開発計画策定プロジェクト（開発調査型技協）最終報告書要約編（2019年10月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041869.html>

5. 資機材の調達

本業務遂行上、必要な資機材があればプロポーザルにて提案すること。当該資機材の購入費・輸送費は本見積にて計上すること（詳細計画策定フェーズに使用するもののみ第1期の本見積に計上することとし、本格活動実施フェーズでの使用を想定するものは第2期の本見積に計上すること）。

なお、本業務実施のために本邦あるいは第三国から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、本邦あるいは第三国に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、必要な手続きを行うものとする。実施にあたっては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」「JICA輸出管理ガイドライン（業務受託者向け）」に基づいて行う。

6. 現地再委託

ベースライン調査については現地再委託による実施を想定する。必要額を本見積に含めること。

道路補修に係るOJTは、現地再委託等による実施を想定するが、ベースライン調査の結果等をふまえ、具体的なOJT内容及び対象路線を決定するため、現時点では確定していない。係る再委託費用については、プロポーザル作成及び当初契約時点では定額計上（1,500万円）として、第2期の本見積に計上すること。コンサルタントはプロジェクト開始後に、発注者、C/Pと検討を行い、OJT内容を決定する。なお、道路補修のOJT実施にあたっては、現時点ではコンサルタントが契約主体の現地再委託を想定しているが、実施方法（調達方法、契約主体等を含む）についてはOJT内容を検討の上、コンサルタントと協議を行い、必要に応じて契約変更を実施する。

その他、広報資材作成・啓発実施など、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが効率的、経済的と考える作業項目がある場合、

理由を付してプロポーザルで提案し、必要経費を本見積にて計上すること。

なお、現地再委託にあつては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結するため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) コンプライアンスの確保

本業務を実施するにあたり、不正行為の防止のためのコンプライアンス確保の体制について、提案があればプロポーザルにて記載すること。

(3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」への登録を行うこと。また同国の治安状況については、JICAマダガスカル事務所や在マダガスカル日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあつては、発注者が別途定める「JICA不正腐敗防止ガイドランス」(2014年10月)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上